

免許番号 区第524号

漁場の位置 明石市江井島地先

漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域

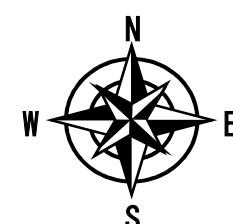
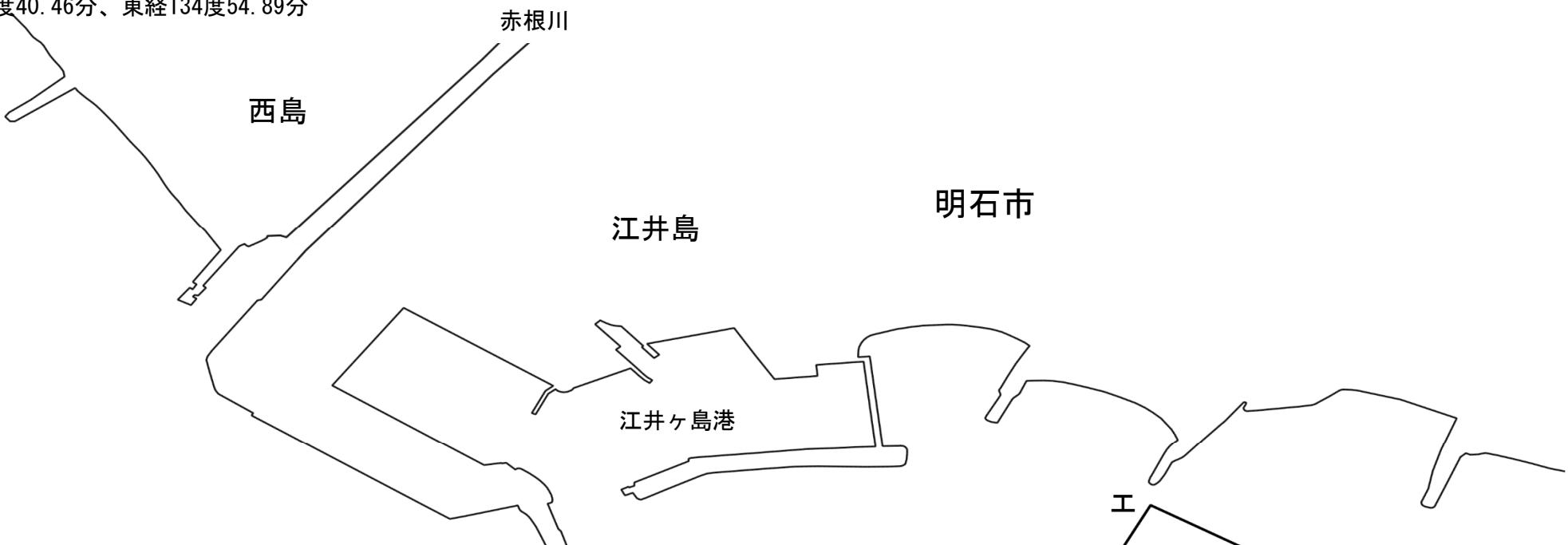
点の位置

ア 北緯34度40.43分、東経134度54.95分

イ 北緯34度40.38分、東経134度54.91分

ウ 北緯34度40.41分、東経134度54.86分

エ 北緯34度40.46分、東経134度54.89分



令和5年9月1日 免許

区第524号

0 0.3 0.6 km

1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
漁業の時期							
制限 又は 条件		1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他2組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第524号	摘要			

免許番号	区第524号	摘要					
共 有 漁 業 権 事 項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備 考
	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	
1	明石市林三丁目19番27号 林崎漁業協同組合  明石市岬町33番1号 明石浦漁業協同組合  明石市大久保町江井島418番地6 江井ヶ島漁業協同組合						